

経済常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 18 号 令和 2 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目 24 節 貿易振興基金積立金
5 款 労働費	1 項 労働諸費	1 目を除く
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	3 目 10 節、12 節、7 目、9 目～12 目を除く
	2 項 林業費	
	3 項 水産業費	
7 款 商工費	1 項 商工費	2 目 3 節、4 節、18 節 諸会議等出席負担金、中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金、中心市街地まちづくり調査事業補助金、3 目 18 節 産業文化まつり事業補助金、4 目 18 節 ジャズフェスティバル実行委員会補助金、7 目、9 目、10 目を除く
第 2 条 繰越明許費中		
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	経営継続支援補助金
	3 項 水産業費	
7 款 商工費	1 項 商工費	小規模事業者ビジネス環境改善等支援事業、地域イノベーション推進事業、花小路環境美化支援事業、プレミアム付食事券発行支援事業

議案第 33 号 令和 2 年度八戸市産業団地造成事業特別会計補正予算

議案第 38 号 八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 令和 2 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正予算

議案第 27 号 令和 2 年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算

議案第 19 号 令和 2 年度八戸市自動車運送事業会計補正予算

議案第38号

八戸市企業立地促進条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

3月限りで失効する企業立地促進のための奨励金交付制度を2年間延長するためのもの

2 改正の内容

附則第2項において規定する有効期間について、「平成33年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

3 施行期日

公布の日

【参考】新旧対照表

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期間) 2 この条例は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時まで に交付決定された奨励金については、この条例は、その時以後においてもなお効力を有する。	附 則 1 (略) (有効期間) 2 この条例は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時まで に交付決定された奨励金については、この条例は、その時以後においてもなお効力を有する。